

名古屋市告示第280号

福祉向市営住宅（ひとり親世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 7年 5月23日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 定義

この告示において、「ひとり親世帯」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」又はこれに準ずる女子であつて市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成される世帯
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する「配偶者のない男子」又はこれに準ずる男子であつて市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成される世帯
- (3) 配偶者の暴力により、婚姻関係が事実上破綻している女子又は男子として市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成されている世帯

2 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有するひとり親世帯であ

ること。ただし、同居しようとする親族がある場合は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 申込者の児童に係る60歳以上の祖父母

イ 申込者の20歳以上の子（当該子が申込者の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）である場合又は離婚後間がないなど申込者の扶養親族でないことにつき、やむを得ない理由があるときであって、扶養親族と同等の状態であると認められる場合に限る。）

ウ 障害者向市営住宅申込み可能者と同程度の障害を持つ親族

- (2) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (4) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、かつ、市営住宅又は定住促進住宅の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務又は損害賠償金に係る債務者でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者にあつては10年、そのうち住宅条例第5条第2項各号のいずれかに該当する者にあつては5年）を経過しない者でないこと。

3 申込書等の交付

(1) 場所

各社会福祉事務所及び各社会福祉事務所支所

(2) 日時

令和 7年 6月 2日（月）から同月13日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

4 申込みの受付

(1) 方法

ア 市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所等」という。）の窓口提出する。ただし、市外に居住する者は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所等の窓口提出する。

イ 名古屋市ひとり親家庭手当受給者又は本市内に居住している児童扶養手当受給者若しくは愛知県遺児手当受給者であって、アにより難しい場合には、市営住宅入居申込書を郵送により提出できる。

(2) 期間

ア 社会福祉事務所等の窓口提出する場合は、令和 7年 6月 2日（月）から同月13日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

イ 郵送により申込書を提出する場合は、令和 7年 6月 2日（月）から同月13日（金）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

5 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階西12E 会議室

(2) 日時

令和 7年 7月15日（火）午後 1時30分

6 公募戸数

公営住宅

空家住宅 30戸

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課